

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案に対する意見公募の結果について

令和7年9月10日
原子力規制委員会

1. 概要

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和7年7月10日から同年8月8日まで(30日間)

対 象：

- 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（案）

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数:4件¹

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは1件であった。

別紙

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案に関する提出意見及び提出意見に対する考え方

令和7年9月10日

No.	提出意見	考え方
1	<p>意見の対象となる案件 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第 41 条 再処理施設の技術基準に関する規則 第 45 条</p> <p>意見／理由 ＜該当箇所＞ 9 頁 1 ? 3 行目 17 頁 6 ? 8 行目 ＜内容＞ 重大事故等時に必要となる水源について、第 1 項では「次に掲げるところにより・・・設備が設けられていなければならない」とあり、第 1 号において、「設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては・・・重大事故等に対処するために必要な水の量を貯留できるものとする」となっているため、設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものは全て重大事故等に対処するために必要な水の量も貯留できなければならないように読めるため、兼用する場合にはそれも含めた量を貯留できるようにするといった規定にすべき。</p>	<p>➤ 当該規定は、重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設置することを求め、その具体的な要件として当該設備が設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものと兼用する場合には、設計基準事故の収束のために必要な水とは別に重大事故等の対処に必要な水も確保することを要求しているものです。各号の要件として「設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものにあつては」と規定しているとおり、この要求により設置される重大事故等対処設備が、設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものである場合を対象としていることは自明であることから、原案のとおりとします。</p>
2	<p>意見の対象となる案件 別表第 1 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>意見／理由 ＜該当箇所＞ 4 頁 下から 5 行目 ＜内容＞ 「?内蔵する放射性物質の崩壊熱等により?」の「等」は何を指しているのでしょうか。</p>	<p>➤ 「崩壊熱等」の「等」は主に機器からの発熱を想定していますが、その他の熱源についても必要に応じて適切に考慮することを求めるものです。</p>
3	<p>平成 21 年 8 月 12 日被ばく評価手法（内規） 5.1.3(2)b)の表 5.3(2/2)中「37.1」とあるのは、「31.7」と読み替える</p>	<p>➤ 令和 7 年度第 19 回原子力規制委員会（令和 7 年 7 月 9 日）資料 2 の 3. に記載のとおり、本誤りに関して各事業者の被ばく評価に影響がないことを確認しています。</p>

	<p>被ばく評価なんて今まで数々評価していただろう。今まで気づかなかったとは逆に今まで何を審査していたのか。間違えた状態で今まで審査していたのではないか？</p> <p>内規を用いた審査全て全何件のうち何件で間違えた値を用いていたのか、その審査をやり直すかやり直さないのかを表明し、その結果を国民に説明してないのは不誠実ではないか？</p>	
4	<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案に対する意見公募について、の案に括弧書きをつけ忘れていた。</p> <p>同時期意見公募の、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（案）に対する意見公募について、では（案）と括弧書きをつけている。</p>	<p>➤ 意見公募の件名については、意見公募の対象となる定めようとする命令等の案であることが分かるような件名として個別に設定しているものです。なお、件名中の案の括弧書きの有無により、その命令等で定めようとする内容が変わるものではありません。</p>